

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年(2012年)11月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 公の施設の名称 宝塚市営住宅
- 2 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 中 村 元 宣
- 3 指 定 の 期 間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について
地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2第1項～第5項 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

宝塚市営住宅指定管理者候補者の選定について

本市営住宅管理の指定管理者について、平成 20 年 10 月から導入いたしました。現在の指定管理者の指定期間が平成 25 年 3 月 31 日で満了となることから、同年 4 月 1 日以降の指定管理者候補者につきまして、宝塚市営住宅指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査の結果、別添の選定結果報告書の通り下記の団体を指定管理者候補者として決定いたします。

記

1. 指定管理者候補者として選定した団体

- (1) 団体名称 株式会社 東急コミュニティー
 (2) 代表者職氏名 代表取締役社長 中村 元宣
 (3) 本社所在地 東京都世田谷区用賀四丁目 10 番 1 号

2. 指定期間 平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日

3. 応募団体及び評価点等一覧（応募受付順）

応募団体名	評価点 (600 点満点)	順位
A	546	1 位
B	531	2 位
C	409	3 位
D	333	5 位
E	398	4 位

※ 審査の結果、評価点の最も高かった団体 A（(株) 東急コミュニティー）が指定管理者候補者に選定された。

4. 選定に至る経過について

日 程	実施事項	内 容
5 月 10 日（木）	第 1 回選定委員会	委嘱式、委員長選任および募集要項等の検討
6 月 22 日（金）	第 2 回選定委員会	募集要項・水準書・選定基準の確定
7 月 2 日（月）	公募開始	募集要項等資料配布開始
7 月 30 日（月）	公募説明会開催	8 団体参加
8 月 3 日（金）	応募受付開始	8 月 17 日（金）〆切（5 団体応募）
8 月 29 日（水）	第 3 回選定委員会	応募書類の確認、ヒアリング審査進行等協議
9 月 8 日（土）	第 4 回選定委員会	ヒアリング審査
9 月 29 日（土）	第 5 回選定委員会	指定管理者候補者の選定、結果報告

5. 選定委員名簿

氏 名	備 考
野崎 隆一	委員長、一級建築士、兵庫県営住宅指定管理者選定委員
藤本 佳子	副委員長、千里金蘭大学名誉教授
戒 正晴	弁護士
大門 吉俊	公認会計士
豊川 花子	宝塚市営住宅入居者選考委員会 委員長



議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年(2012年) 月 日提出

宝塚市長 中川智子

- 1 公の施設の名称 宝塚市立養護老人ホーム福寿荘
- 2 指定管理者となる団体 門真市北島町12番20号
社会福祉法人晋栄福社会
理事長 濱田和則
- 3 指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 第 1 項～第 5 項（略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

宝塚市立養護老人ホーム福寿荘指定管理者の選定について

1 選定された指定管理者候補者

- (1) 団体名 社会福祉法人 晋栄福祉会
- (2) 代表者 理事長 濱田 和則
- (3) 所在地 門真市北島町1 2番2 0号

2 指定期間

平成25年(2013年)4月1日から平成30年(2018年)3月31日まで

3 選定経緯

- 平成24年 7月 9日 募集要項の配布開始
- 7月25日 説明会(参加5法人)
- 7月11日~8月13日 応募者募集(応募2法人)
- 9月 5日 第1回選定委員会
(募集要項、選定基準等の審議・決定、現地確認)
- 9月12日 第2回選定委員会
午前(面接による提案説明及びヒアリング)
午後(採点集計、審議)

4 選定委員会における審査

(1) 選定委員会委員

- 委員長 大和 三重(関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科 教授)
- 委員 中谷 秀孝(中谷公認会計士事務所 公認会計士)
- 委員 村上 茂樹(介護老人保健施設ステップハウス宝塚 施設長)
- 委員 川上 正子(NPO法人介護保険市民オンブズマン機構大阪 理事)
- 委員 西本 洋子(市民公募委員)

(2) 選定方法

評価項目(28項目)と配点(180点満点)を設定し、各項目を5段階で評価した。選定対象は、委員の合計点630点以上(900点満点の7割以上)とした。

応募者から提出された書類の内容審査を行った上、面接による提案説明及びヒアリングを実施し、評価項目ごとに評価し、合計点を評価点とした。

(3) 選定結果

応募者(2法人)について、総合的に評価を行った結果、委員5名中4名が1位とした社会福祉法人 晋栄福祉会を指定管理者の候補者として選定すること

に決定した。

事業計画書等の書類や面接による提案説明に基づき、慎重に審査した結果、養護老人ホームの専門性を確保する上で、措置施設に関する理解があり、高齢者ケアのノウハウも十分に持っており、自立支援プログラムを取り入れた支援や入所者自身がボランティアとなる主体的に取組の提案があった。法人自体に非常勤やパート職員が多いという課題はあるものの、職員全員に研修が行われており、経営面でも市内（2か所）に特別養護老人ホーム・ケアハウス・グループホーム等の施設を円滑に管理運営している実績等を踏まえ、当該法人を指定管理者の候補者とするのが適切であると決定した。

評価点（900点満点）は、655点（約73%）であった。

5 今後の予定

市議会にて指定の議決を受けた後、以下の予定で業務の開始に向けて取組む。

平成24年（2012年）12月下旬	指定管理者を指定する告示 指定管理者指定書の通知
平成25年（2013年）1月上旬より	引継ぎ業務開始
3月下旬	基本協定、年度別協定締結
4月1日	新たな指定機関における管理運営開始

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年(2012年)11月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 公の施設の名称 宝塚市立高司児童館
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市安倉西2丁目1番1号
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
理事長 稲 野 廣
- 3 指 定 の 期 間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

宝塚市立高司児童館指定管理者の選定について

1 選定された指定管理者候補者

- (1)団体名 社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
- (2)理事長 稲野 廣
- (3)所在地 宝塚市安倉西2丁目1-1

2 指定期間

平成25年(2013年)4月1日から平成30年(2018年)3月31日まで

3 選定経緯

平成24年7月21日 第1回選定委員会(募集要項、選定基準等の審議・決定)
8月1日～8月31日 応募者募集(応募2団体)

10月5日 第2回選定委員会(提案説明及びヒアリング*、採点集計、審議)

4 選定委員会における審査

(1)選定委員会委員

- 委員長 芝野 松次郎(大学教授(児童福祉))
- 委員 小塩 英樹(税理士)
- 委員 津国 千恵子(民生・児童委員)
- 委員 久米 守(第1ブロック地域団体)
- 委員 大西 登志恵(児童館利用者)

(2)選定方法

評価項目(13項目)と配点(100点満点)を設定し、各項目を5段階で評価した。
応募者から提出された書類の内容審査を行った上、提案説明及びヒアリングを実施し、評価項目ごとに評価し、合計点を評価点とした。

(3)選定結果

応募者(2団体)について、事業計画書等の書類や提案説明に基づき総合的に評価を行った結果、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を候補者として選定することが適切であると委員全員一致で決定した。

付帯意見として、「これまでの実績をふまえ、社会福祉協議会の理念に沿ってなお一層の地域に密着した児童館活動の展開を期待する。」が付された。

採点集計の結果は、総得点500点に対し、⁹は
361点(72%)、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会は410点(82%)であった。

5 今後の予定

市議会にて指定の議決を受けた後、以下の予定で業務の開始に向けて取り組む。

平成24年(2012年)	12月下旬	指定管理者を指定する告示 指定管理者指定書の通知
平成25年(2013年)	3月下旬	基本協定、年度別協定締結
	4月1日	新たな指定期間における管理運営開始、